

E T C利用促進事業補助金交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、鏡石スマート I C社会実験協議会（以下「協議会」という）が行うノンストップ料金システム（以下「E T C」という）車載器購入に対する補助金（以下「補助金」という）の交付に関して必要な事項を定め、鏡石スマート I C社会実験の利用促進を図ることを目的とする。

(対 象)

第2条 補助金は、鏡石町に住民登録（外国人登録を含む）しており、町税等に未納がない者及び町内に事務所・事業所を有する法人等で、平成19年4月1日以降に自ら使用する自家用自動車等にE T C車載器を新たに購入・設置・セットアップした者で、社会実験開始後に鏡石スマート I Cを3回以上利用した者に交付するものとし、個人に対する補助は1世帯当り3台限り、法人に対する補助は1事務所又は1事業所当り3台限りとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、E T C車載器を新たに購入・設置・セットアップした者に対して5,000円（ただし、E T C車載器の購入・設置・セットアップに要した額が上限）の補助金を交付する。

(申請受付)

第4条 本人申請とし、補助金交付の申請受付期間は、社会実験開始日から社会実験終了までとする。

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、次の書類を鏡石スマート I C社会実験協議会長（以下「会長」という）に提出しなければならない。

- (1) E T C普及促進事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) セットアップ証明書の写し
- (3) 自動車車検証の写し
- (4) E T C利用証明書または、利用した事がわかるもの
- (5) 代理申請する場合は、委任状（様式第2号）
- (6) その他会長が必要と認めるもの